

藤沢記者クラブ各位

職員の処分について

案件：職員の大麻所持

1 概要

本件は、本市職員が、2024年（令和6年）4月29日に東京都内において、大麻所持により逮捕され、同年5月17日付で起訴されました。

これは、地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」に抵触する行為であり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当するため、同項の規定に基づく懲戒処分として、2024年（令和6年）6月20日付で、以下の処分を行いました。

2 処分の内容

免職

3 処分の対象者

所属：消防局 南消防署警備二課

役職：消防吏員

性別：男性

年齢：23歳

以上

*この資料に関する問い合わせ先

藤沢市消防局 消防総務課

担当 福岡、伊藤、小川

内線 8111

直通 0466（50）3576